

所沢市議会政策研究審議会会議記録（概要）

平成29年10月31日（火）

開 会 午前9時30分

1 開 会

松本副議長

ただいまから、平成29年度第1回所沢市議会政策研究審議会を開会いたします。本日は大変お忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

2 議長あいさつ

杉田議長

本日は、早朝よりお出かけいただきましてありがとうございます。

政策研究審議会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

この政策研究審議会は、昨年3月条例を制定し設置いたしまして、昨年度2回の会議を開催いたしました。本年度は、委員会の更新があり、7月中の開催が叶いませんでしたが、新しい構成による常任委員会からの提案が2件、また議会運営委員会からの提案の計3件の諮問をお願いすることとなりました。なお、昨年第2回審議会において御案内させていただきました市民提案による審議会への諮問につきましては、この春、2件の提案をいただきましたが、政策提案というところまでは及ばず、諮問には至りませんでした。

所沢市議会では、政策提案、政策立案につなげるための政策形成機能の強化に取り組んでおりますが、議員や議会事務局の力だけでは調査研究を

進めるうえで限界があります。審議会委員の皆様には、それぞれのお立場からのご意見等をいただき、議会の中で成果として形あるものにしていくことに努めてまいりたいと思っていますところ。皆様には、議会、市政に対しましてさまざまなご意見をいただきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

松本副議長

議事に入る前に、ご報告、確認等をさせていただきます。まず、長谷和夫委員におかれましては、本日欠席のご連絡をいただいております。審議会条例第6条第2項の規定により、委員の過半数の出席により当会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。また、当審議会の公開・非公開につきましては、昨年第1回審議会において公開との確認をいただいておりますので、今年度につきましてもそのような形でお願いいたします。なお、傍聴でございますが、同じく定員は7名とご確認いただいておりますので、よろしくお願いいたします。

3 諮問

(議長から会長に諮問書が手渡される。)

松本副議長

それでは、ここからの進行につきましては、会長よりよろしくお願いいたします。

4 議事

(1) 諮問について

会長

初めに、市民文教常任委員会 島田委員長より、「所沢市教育委員会における内部統制の整備・運用について」の概要説明をお願いします。

島田市民文教
常任委員長

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月に施行され、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化などについて改められた。しかし、所沢市においては、いじめや教員による不祥事などから、一部の保護者から第三者委員会の設置を求める動きもあるなど、教育委員会の責任や信頼性が問われる事態も起きている。市民文教常任委員会では、こうした事態を受け教育委員会の内部統制について調査研究を進めているので、所沢市議会政策研究審議会の意見をいただきたい。

補足としては、「一部の保護者から第三者委員会の設置を求める動き」というのは、あくまでも全国的な動きであり、所沢市において動きが起きているというわけではありません。

また、先行自治体の資料をまとめさせていただきました。自治体で独自に内部統制を実施しているのは数少なく、大阪府大阪市、県内では草加市が教育委員会内部統制基本要綱等を定めています。岐阜県岐阜市、滋賀県長浜市では、市長部局において内部統制の整備・運用をしているところです。内容的には、トラブルやいろいろな案件が起きたときに、責任の所在や、迅速な対応をどのようにしていくか、というところについては、教育委員会も市長部局も基本的に同じ考えに立っているという理解であります。

廣瀬委員

一部の保護者から云々というのは全国的にこういう現象が起きているということでしたが、例えば所沢市において、こういうところが教育委員

会所管のところでは内部統制やコンプライアンスに関する課題であるといった具体的な案件、テーマはあるのでしょうか。

島田市民文教
常任委員長 今年の7月から8月に、中学校の教員が覚せい剤所持で逮捕される事件があったり、生徒の踏切事故があったりしました。その中で、閉会中審査をしていく中で教育長の出席要求をしたときも、急だったということもあります。その後の委員会審査の中でももう少し責任の所在がきちんとあったほうがよかったのではないかと思います。これは個人的な意見になる部分もあるかもしれませんが、と言う部分もありましたので、改善の余地があるのではないかと感じます。

会長 私のほうから、現時点で所沢市教育委員会は、内部統制的な、その仕組みをもたなくとも本来そういう機能を負うような運用のされ方などはあったのでしょうか。

島田市民文教
常任委員長 所沢市教育委員会でも、教育長がいて、その下に職務代理者がいて、という組織的な体制整備は当然ありますが、大津市のいじめによる自殺を受け、例えば一部の保護者から第三者委員会を設置してほしいという動きが出てきたりしたときに、それぞれの案件はあるのですが、そういったところまで法律に照らしたような形での運用の仕方というのも考えていくことが大事ではないかと思っています。

会長 私は、内部統制というと、企業の内部統制、社外取締役だとか監査役だとかが入って、必ずしも第三者というわけではないけれども経営者と距離がある独立性を担保された方が目配りをするというようなことがあり、そ

ういったあり方もあるのではないかと思い今日までに資料を拝見したところ、どうも他の自治体は看板を変えただけで組織としては全然変わっていないことがあるので、これはもう少しなるべき実効性の上がるようなことを検討させていただければと思います。

西久保委員

教育委員会の問題として今回提出いただいておりますが、行政側の内部統制についての進み具合、考え方は何かあるのでしょうか。いずれにしても、同じ行政の中にいますから足並みをそろえた形で進んでいく傾向があると思いますが、行政側の内部統制に対する考え方はどうですか。

島田市民文教

市長部局については把握しきれておりません。申し訳ありません。

常任委員長

西久保委員

「内部統制」という名称は最近出てきた言葉であり、西村会長がおっしゃったとおり、企業サイドではあったのですが、行政では最近のことなので難しい、なじんでいない、という点があるのかという気がします。

会長

企業でも、外資があり、東証とかが基準として社外取締役を複数置くようにというのが始まりで、まだ3年ぐらいしかたっていないと思います。だから、この考え方はグローバルになったことでできた、大学でもいろいろガバナンスの組織の改編だとかいわれていますので、皆さんが新しく直面した問題ではないかと思います。その一方で、古典的なオンブズマン制度だと、議会が行政に対して目付けをするという意味合いだったのですが、今はちょっと違う使われ方をしているということで、なんとなく市議会、行政となると、お目付け役的な、議員は市民の代表なので、そこから

廣瀬委員

積極的に動いていただくこともありなのかと思います。

社外取締役が入ることだとか、そういうレベルでのいわゆる内部統制の問題としては、むしろ自治体の仕組みの中では、教育行政についても、教育内容に関するところは委員会そのものが行政から独立していることによる中立性の担保はあるのだけれども、教育の事務については議会の予算コントロールの下にも入っているし、いろいろな場面で議会の審議の中できちんと答えるということを通して説明責任を果たすことだとか、それ自体が民間企業における内部統制といわれている領域に一番近いのかもしれないと思います。他方、学校現場特有の細かいコンプライアンスに関する課題というのではないわけではなくて、一つは、周辺会計といわれるもの、例えば修学旅行、全部公費を支出して修学旅行を行うのではなくて、保護者から集めたお金を旅行代理店等が主催する団体旅行の代金の大半として払い、付き添いの教職員の分を公費で行われるけれども、公費の部分だけみると極めて小さい、数名分の出張にすぎない。これをいちいち大きな事業として意思決定しなくてもよい規模だけれども、保護者から集める何百人の生徒の分を入れるとかなり大きな規模の事業になり、ではどちらの意思決定手続きをとらなければいけないか、入札ルールはどうするかとか、公費の会計規模が小さいものだから小さい出張と同じ扱いで特命で日常的な意思決定で済ませてしまったりするというようなことが、学校によってはあり得るわけです。そういったことを防ぐことも必要です。もう一つは、教員が独人的に、特に教科ごとに教材等について専門の教員だから

こそどういう専門業者があるかよくご存じで、その教員を通して発注事務が行われると楽なものですからそこへ流れていってしまうと、透明性、公正性に抵触しうることが起こってしまうリスクがある。そのリスクをどうやって低減するかということをシステムの中に入れていかななくてはいけない。そんなことは注意すべき点なのかと思います。

それから、最初のなぜここに注目されたかを伺うと、もう少し学校現場の危機管理システムというレベルのところにお関心があるのかと感じて、そういうときに、学校単位、それから教育委員会単位、教員の人事に関われば、さらに県の教育委員会が関わってきますから、その責任分担であるとか、どういう形で対処を意思決定して、どういうふうに迅速に公表すべきこと、あるいは教育委員会本体、もう少し大きく議会などに対しても報告をするのか、このあたりのルール化が求められるのではないのでしょうか。

島田市民文教
常任委員長

夏に起きた3件の事件・事故で、今回の一連の教育委員会と我々の委員会審査でやり取りをした中で、例えば他の自治体でいじめの関係などで命を絶ってしまった生徒がいたり、それで第三者委員会の設置を求める動きが仮にあった場合、所沢市教育委員会で果たしてどこまで対応ができるのかとか、第三者委員会の設置を求める動きというのが、大きな事件・事故が起きた時には出てくる案件になりますので、その時によくあるのが、最初はその事件・事故を小さく見せようとする、そして事実がどんどん出てくる中で、最終的に後手後手にまわって第三者委員会の立ち上げに至る、

というケースが散見されるということがあり、その時に後手にまわるのではなく、声があがった時には第三者委員会を含め、教育委員会で保護者や市民に対し、きちんと情報を提供して透明性のあるものが今後求められてくるのではないかと、という問題意識もあり、今回諮問をさせていただいたという経緯です。

会長

次に、建設環境常任委員会 入沢委員長より、「集約型都市構造に関して、所沢市において議論すべき課題について」の概要説明をお願いします。

入沢建設環境

常任委員長

私たち委員会は、7月28日に川越市にて、10月25日から27日には藤沢市、高槻市にて、立地適正化計画について、四日市市では都市計画マスタープランの先進事例を見てまいりました。さらに、昨日は特定事件として、集約型都市構造について（第6次所沢市総合計画に向けた今後の方向性）ということで審査を行いました。今後、専門家を招いての議員研修などを予定しております。このように、これまでの視察や審査において、いずれも集約型都市構造を目指す立地適正化計画や、都市計画マスタープラン、こういったものが委員会の中心的なテーマとなっております。

そもそも、集約型都市構造というのは、市街地の無秩序な拡大を抑制し、公共交通にアクセスしやすい場所に、居住機能、医療・福祉等の生活サービス機能などを集積させる都市構造のことです。人口増が期待される時代と異なり、一部の地域では公共交通サービスやコミュニティが維持できなくなることが懸念されます。また、人口密度の低い郊外の住宅地がひろがることにより、道路や下水道などのインフラの将来の維持費用を考える

と、非常に効率が悪い状況が予想されます。そこで、集約型都市構造を目指すことにより、都市のインフラ維持、更新の効率化、公共施設の有効活用、公共交通や福祉サービスの効率的な提供などが進み、財政負担の軽減につながるということが期待されます。

この立地適正化計画の必要性に関しましては、今後、人口が減少し、高齢化率が高まり、福祉・医療、商業などの都市機能施設や公共交通の利便性が維持できるように、人口密度を維持する対策であるということで、居住誘導区域と都市機能誘導区域を定め、拠点間を公共交通でつないだ上で、例えば居住誘導区域に届出制度や誘導施策等を通じて時間をかけてゆるやかに都市機能や居住を誘導していくということが目的です。

立地適正化計画というのは、集約型都市構造を目指す、いわば都市計画マスタープランの高度化版と言われております。本市においても、街づくりの指針となる都市計画マスタープランがあります。これは、所沢市街づくり基本方針という名称で策定しております。もちろん、市の重要な総合計画に基づいたものであり、街づくりに関して総合計画の中のものを具現化したものが街づくり基本方針、イコール都市計画マスタープランというものです。

このたび、立地適正化計画として集約型都市構造を目指していくべきなのか、さらには平成32年4月に予定されている新しい所沢市街づくり基本方針の中に考え方を規定していくべきなのか、ということが今回の審議していただきたいこととございます。この改定時期、平成32年4月であ

りますが、平成30年から31年前半において検討されて平成31年後半に議会において議決される予定であります。

ちなみに、昨日の審査においても立地適正化計画を策定するかどうか、執行部に聞きましたが、なかなか明確な回答はありませんでした。仮に、街づくり基本方針を策定した後に、もしもこの立地適正化計画を策定するとなると、4年から5年先になるかと思えます。本来であれば、街づくり基本方針策定と同時進行で検討するべきではないか、と私は思いました。

ただ、この立地適正化計画は市町村によって大きな程度の差がございます。居住誘導区域と都市機能誘導区域を定めているけれども非常に抽象的なもので終わってしまっている計画も中にはあります。立地適正化計画の策定において重要なのは、今回送付した平成19年ごろの国土交通省の集約型都市構造の資料を見ていただくとわかりますが、交通政策をどうするのかというところに主をおいています。例えば所沢市であればところバスだったり、将来的には市街地の調整区域向けのデマンドバス、そういったものを含めてであります。ほかには企業誘致などの産業振興対策、医療・福祉や地域包括ケアをどうするかといった介護の問題、校区などの教育的政策、公共施設の統廃合、維持・管理といった公共施設の総合計画、地域別の災害リスクなどを考慮した防災問題など、庁内の横断的な部署との連携、どこまで踏み込んでいくかということの差が自治体ごとで実際にあります。そういったところまで影響が及ぶと思っております。そうした多岐に渡る分野の上位に立地適正化計画とか、都市マスタープランがあ

って、そのまた上に総合計画が位置するといった関係性です。

国土交通省の集約型都市構造の資料をみると、そこで例となっている市は地方の中核都市です。都心30キロ圏内である所沢には当てはめられない部分も当然あるわけです。ただ、建設環境常任委員会では交通政策は管轄外ですから今回の審議の対象とはしておりません。

この立地適正化計画を策定することは、集約型都市構造を目指す平成19年のものを土台として、平成26年に法改正され、国土交通省が進めている政策です。こういった考え方を具体化した政策が立地適正化計画だと思っただいて結構です。

県内においては、川越市、本庄市、志木市、毛呂山町、鳩山町、都内では福生市、神奈川県では藤沢市、小田原市、大和市、千葉県では成田市、佐倉市、柏市、市原市、流山市となっております。

立地適正化計画を定められた居住誘導区域の、それ以外の区域で開発しようとするとう届出をしなければなりません。出すだけであって開発してはいけないというものではございません。

立地適正化計画策定の背景としては、国土交通省から医療施設や子育て支援など社会福祉施設の整備に係る、補助金が出ます。都市再生整備計画事業、都市機能立地支援事業といった補助金、例えば病院を誘致した時にその病院の固定資産税を減免するとか、そういったものがあります。そういうこともあるので、策定が進められているというのが現状でございます。

いずれにしても、人口減少、税収の減少、空き家問題、2022年の生産緑地の指定解除、そういった問題が今後山積しておりますので、問題を先送りするのではなく積極的に攻めていく、都市間競争に打ちかかっていく姿勢が本市に求められていると思っております。市として居住誘導区域とそうでない区域を明確にして、場合によってはそうした補助金を使って整備をするということもあるかもしれませんが、さらには都市拠点を決めて公共施設や病院とか、商業施設を誘導していく方向性を打ち出すという集約型都市構造を目指すことが適切かどうかをご審議いただき、そのうえで立地適正化計画を策定するべきなのかについてもご意見をいただきたいと思っております。

会長

本件が非常に広範囲に渡ると認識しましたし、答申の範囲も目指すこと自体を問うようなことがございました。具体的にこれをどうこうというよりも、方向性を求めるというよりも、この方向を決めること自体の可否を判断するという、結構大きなところになると思います。非常に重たい課題だと思っております。それに当たり、私から質問させていただきたい。先ほどご説明にあったように、土地利用だけではなくて交通の問題も考えなければいけないというところを、我々が部署を横断して情報を得ることができたり、お話を伺うことはできるのでしょうか。

入沢建設環境
常任委員長

自治体によってかなり程度の差がございます。川越市、藤沢市、高槻市の立地適正化計画を比較しますと、藤沢市は公共バスや電車も含め、基本的に15分圏内で拠点となるところに行けるように計画をつくっており

ます。それに伴って、枝葉のような市の施策にきちんとリンクしていますが、もともと平成19年の集約型都市構造という考え方があり、それを政策として進めていく、具体化したもので立地適正化計画というのが平成26年にできたものです。当然、フォーマットのようなものがあり、それをただ単に持ってきて、薄っぺらいものをつくっているにすぎないところも一方ではあります。本当に検討すればきりが無いものですが、とりあえず所沢としては、集約型都市構造を掲げるというような旗頭というために、計画をつくるべきかどうなのかをご審議していただきたい。審議会の先生方が部署にお尋ねになるというのは、そもそもそこまで部署が考えておりません。そこまでには至っていないものです。

会長

わかりました。つまり、都市機能を集約するというランドデザイン自体が目指すべきものなのか否かというところの検討を委託された、ということによろしいでしょうか。

入沢建設環境

はい。

常任委員長

西久保委員

4月ごろ、読売新聞に人口減少地域の新聞記事があり、その中で、所沢市が埼玉県や東京近郊の街の中でも一人負け、人口減少地域の代表のような記事がありました。これは所沢市の人口が相当減ってきて、埼玉県でも30万人以上の都市の中で減っている市は所沢市だけというものでした。そういう状況下で集約的な構造のまちをつくっていくと同時に、人を惹きつける魅力は何なのか、人が流出しない環境をどのようにつくっていくか

ということも一方では求められていると思います。新しい計画が人を減らさない、人を誘導する活気あるまちの構築に役立つかどうかという点も併せて考えていかなければならないと思います。私も行政に関わってきて、そういう記事を見ると非常に残念です。確かにその記事を見て人口動態を見てみたら、やはり県内の30万都市で減っているのは所沢市以外にないんです。所沢市の魅力がなくて人が減ってきてしまったのかは、一つには、新たな街づくりのプランがなかったり、制度が遅れている結果なのか、また住民の方々の所沢市に対する魅力というのは何をもって魅力としているか、を探る必要があるかと思うのです。今お住まいの方々がどんどんいなくなってしまっただけでは意味がない。この計画が今後10年、20年後に具体化しても、間に合わないような気がします。この計画がだめだと言っているわけではありません。一方で現状を踏まえた中で打開策を考えながら、こういう計画も併行して続けていく。また、議会として、人口減少の時代に県内でダントツに所沢市の人口が減っていると、何がその原因なのかということをお聞きしたいところです。こういう計画を議論する前に、今どうして減っているのか、行政側の職員も含めて、率直な問題として論議していく方が先ではないかと思うのです。かつては川越市と人口比較しても34万人ぐらいで拮抗していたのが、今は1万5,000人ぐらい本市が少ない。また、西武線沿線の市は軒並みすごく減っているのも確かです。そのようなことも考えながら、計画すると同時に現状をどう打開して

いくかということ論議していく必要があると思います。確かに国の方策に基づいて街づくりを考えることも当然だと思いますが、併せて現状を踏まえながら、議会としてそれに対してどのように対応していくか。人が減るということは市に魅力がないということなのか、さいたま市も川越市も人口がふえているのはなぜか。街づくりだけではなく、市民全体の生活環境そのものもほかの市と比較して劣っているのか、議会も行政も含めて一度検証しなおし、その中で街づくりのプランも考えていかないと、ただ単に集約するだけで物事が解決するとは私は思わないのです。今の状態でも人口がどんどん減っているわけですから。そういう現状を把握することをまず議会がやっていく必要があると思います。議会としての立ち位置をもう一度考えていただいて、ちょっと論議の方向が違ってきましたが、人口減少の中での所沢市の魅力はなんだろう、どのような魅力的な街づくりをしなければいけないのかどうかということも含めて、所沢市の未来のために議会の中で論議を重ねていく必要があるのかなと思います。

入沢建設環境

常任委員長

まさにおっしゃるとおりだと思います。私も記事を見たときはショックでした。個人的な意見ですが、どうして減ったのか、議員の中でいろいろ諸説あるとは思いますが、何が原因なのか正直わかりません。ただ、今回の立地適正化とはいろいろな街づくりのメニューがそれこそ何十もある中で、今でも所沢駅前の開発、暫定逆線引き、もちろんそれで人口をふやすという目論見もあるのですが、そのうちの一つなんですね。もともと、集約型都市構造の考え方自体が、地方の中核都市を例として挙げてい

ます。こうした首都圏のベッドタウンでも、立地適正化については川越市もやっていますが、川越市は駅が3つか4つあり、ほとんどが調整区域です。背景として病院を中心地に誘導したかったという事情があったように聞いています。その都市ごとに思惑があるようです。

先ほど西久保委員から川越市が人口がふえたというお話がありました。が、これも正直何が原因かわかりませんが、視察の資料を今回の資料の中に入れていただきました。条例を改正し、調整区域に住居を建てました。7,000人から8,000人ふえたのではないかと、という話もあります。そんなことも原因かもしれません。川越市は条例を改正して、また元に戻しています。

廣瀬委員

それに関連したところから、川越の人口増、途中ある時期までやや所沢のほうが多かった時期もあるくらいだったのが、今は完全にこちらは頭打ちになっていて、川越はこの10年ぐらいで伸びてきて、結局1万人以上の差になっているわけです。今おっしゃったとおり、立地適正化の逆をやったわけです。調整区域に開発を許可していけるような条例をつくって、それでミニ開発を駅から遠い調整区域内でやって、調整区域内ということは地価が安いですから非常に低廉な住宅を、一見すると緑豊かな郊外の美しい住宅でもあるわけです。それも確かですが、結果的には居住誘導区域の逆をやっているわけです。開発を本来抑制するはずである調整区域内に低廉な住宅が建てられて、その低廉さによって若い世代を引き寄せることに成功された。だから逆にいうと、この方々が一斉に若い世代で入ってこ

られて、所沢や多摩ニュータウンなどでも起こったように、同じように年齢を重ねていったときに都市郊外までインフラを維持できるのか、と問われた時に、その方々だけが取り残された郊外住宅地が残りかねない。それを維持していけるのかということは、川越市にとってみるとかなり重い宿題を2000年代につくられたということでもあって、そこからの方向転換をしなければいけないという課題に直面しているからこそ、一面で都市機能誘導区域へのいろいろな投資をしたいということと、それから意図的に人口をふやすためにスプロールを加速させてしまったことからの方向転換をしないと長期的にはまずいのではないか、ということから、立地適正化計画をいち早くつくるといふ方向へ踏み切られたのだと思います。

同じように都市郊外で、東京30キロ圏のところでなぜ所沢が減っているか、と危機感をもって考えてみたのですが、人口ビジョンをつくったときの細かい資料があるのですが、よくいわれている都心回帰というのはどうも当たっているとしても、人口の、特に現役世代の流出の3分の1ぐらいにすぎない。むしろ、所沢からの流出先で一番大きいのが入間市と狭山市です。入間、狭山は都心からは所沢よりも遠いということもあって、住宅価格は所沢以上に安くなってきています。あるいは、狭山市の古い団地などではファミリー向けの物件が500万もしない値段で購入できて、それを購入してシェアハウス用に貸し出すようなビジネスをやっておられる方もでてきている。350万で仕入れて150万でリフォームをして、一人6万ぐらいでファミリー物件1軒に対して2、3人でシェアしてもら

う。こういう若い人たちの中に、どうも所沢のアパートから越していった人たちが相当いる感じです。20歳代から30歳代の流出の、実はかなりの割合は、所沢では価格と広さ・利便性とのバランスが中途半端だと評価されているのではないかと感じています。そこをどう打開していくかが所沢の課題ではないかと感じた次第です。他方で、所沢郊外の非常に優良な住宅地が広がっているのですが、ここから所沢市内の駅に近い高層マンションに引っ越される方が相当数いらっしゃる。人口の増減には関わらないのだけれど、郊外の住宅地が徐々に空き家化していくということもたらしめていて、郊外の住宅地の優良な環境を維持しながら世代交代を図っていくために何をしなければいけないことか、そのあたりが一番の所沢にとっての課題なのではないか。年齢を重ねて自家用車を手放されると郊外の住宅地は生活の面でかなり不利になる。特にそのエリアにおける商業機能がずいぶん落ちましたので、駅に近いところや郊外のショッピングセンターなどに行かない限りは買い物等もなかなか難しい。そうなってくると、駅に近い、やや小ぶりな高層マンションに引っ越して、売れば売るんだけれどもローンを終えてらっしゃったりすると長年の家財等を家に残したままで越されてきて、すると二重生活なんだけれども郊外には結局住んでいない立派なお宅が残っている。ここを流動化させていくための仕掛けなどが、次の都市計画マスタープランや基本構想、基本計画の中では焦点をあわせるべきかと思います。それと同時に、逆線引きの中で特に立地条件は比較的良いのに逆線引きになっているようなところを、むしろ一足飛びに居住誘導区域

のような形にもっていく、そういうことで長い目で見ると、駅に近い、都市機能を高めるところに機能を集約するんだけど、せっかくこの30年ぐらいの間に蓄積されてきた、駅からやや距離はあるけれども環境などには恵まれている優良な住宅区域をほころびさせないための努力をするという二正面作戦なのかなと思っています。立地適正化計画が機能する部分もあると思うんですが、逆にいうと郊外住宅区域を切り捨てるための計画にもなりかねない部分があるので、そこはちょっと注意が必要なのではないでしょうか。

会長 次に、議会運営委員会 青木委員長より、「議会評価報告書について」概要説明をお願いします。

青木議会運営委員長 所沢市議会は、住民に対する説明責任を積極的に果たすために、議会評価に取り組んでおります。昨年度、第三者評価を行うのは現在の様式、内容では不十分という指摘をいただきましたが、現在の報告書は市民にわかりやすいという視点から、平易な表現をA4判1枚にまとめたものです。当初は、市の事業と同じように予算・決算を審議するツールとして検討されてきたものですが、議会基本条例の見直しの中で進捗状況の検証ツールとして作成することとなったものです。そのため、経費の問題については議員と事務局職員の人件費、及び事業に関わる人工についての算定を行っていません。また、議会運営委員会所管の事業については、視察旅費、講師謝礼等以外等の特定の事業費はありません。自己評価ではありますが、これまで多くの地方議会が視察に来るなど先進事例としての評価をいた

だいているところだと思っております。

今回はこれから申し上げる以下の点から、委員の皆さまのご意見、ご所見をいただければと思っております。

1点目に、議会評価を行うことについてどのようなご所見をお持ちでしょうか。

2点目に、市民にわかりやすいという視点から、A4判1枚にまとめて評価していますが、今後、工夫・改善するとしたらどういった点が考えられるでしょうか。

3点目に、本審議会にいわゆる第三者評価をお願いする場合、現在の様式や内容では不十分ということでありましたが、どのように改善すべきだとお考えでしょうか。

4点目に、議会ICT化の推進事業については、今後の計画推進に資するご意見をいただければと思っております。

最後に、各事業の内容、取組計画がわかるよう、関連する資料をできる限り今回は添付いたしましたので、現在の様式の中で評価いただければありがたいと思っております。

以上、5点を今回諮問させていただきますので、ぜひよろしくお願いいたします。

会長

A4判1枚で一つの課題について評価する部分があってそれに補足資料をつけるスタイルは、一見して全体が、分量としてはよいと思っております。ただ、問題点は、評価が5段階になっていて、継続とかいきなり結果

というか、評価するのならそもそも目的は何でこれを始めて、それがどれくらい達成したかというところがわかりづらい点があると思いました。計画、実施、評価というサイクルはいろいろなところでされていますが、実際計画に対してどれくらい充足してやったかというのがわかりづらいところです。もちろん読めば書いてある部分もありますが、そこは工夫していただければ、と直感しました。まだ始めたばかりでもありますし、これをもとにいろいろ改善点をご提示できればと思います。

廣瀬委員

もともとは様式第2号が主であって、他市のなかでは議会基本条例をつくりっぱなしのところがある。条文には書いたけれどもやっているのかやっていないのかの点検もしていないし、条例をつくったことで完成したと思っているような議会もないわけではない。それに対して所沢市議会の場合には、どの項目はきちんと実行できたのか、その成果はどうだったのか、そのまま継続していこうというものもあれば、やってみただけでも改善の余地もあるということもある、ということで、今回も様式第2号として付いている議会改革評価表、これによって議会改革の進捗管理を継続してやっていく、毎年これが公表されて議会基本条例はこのように活用され、これからまだなお改善の余地があります、ということを市民に説明していくというところがあって、これについて恐らくは非常に高い評価を外部からもいただいているのだと思います。ただこれだけでは、これを取り組んでいること自体、それからこの結論、達成度、方向性等々、非常に簡潔なというか情報量は決して多くはないので、それだけではやってい

る活動の中身についてきっちりと説明をしながら説明責任を果たせるように、ということから、行政の事務事業評価の様式をある程度視野に入れながら、もう少し議会らしい、執行機関ではないので事業費はいくらで、人員を何人活用してどのようにやったかという評価や報告には、かなりなじまないものが議会の活動の中には多いので、そこをどういう形で説明しようか、ということで作られたのが様式第1号なのだと思います。これ自体も価値のあることだとは思いますが、評価として拡充・継続・改善・縮小・終了・休止・廃止となってくると、いわゆる事業仕分けで使うフォーマットですよ。やってみただけでも意図したような効果があがってなくて別のものに切り替えよう、ということがあるかもしれませんが、多くの場合やはり当然やるべきことで、場合によっては改善というものはあるかもしれないけれども、2か3になるものがほとんどというふうになって、この欄をもっていること自体の説得性はやや薄い、というのは率直な印象ではあります。そういうことを考えるとむしろ、定性的に評価の説明のところでそういう点も充実させていくような形で取り組まれてもよいのではないかと。議会の活動というのは、議事機関としての議会の審議の中でデータとして報告される部分もあるでしょうけれども、やはり議会の本分というのは議場や委員会室での議論を通して言葉でもって成果をあげていくというものですから、それをそれぞれの事業の内容についてもわかりやすく言葉で、できるだけ説得的にここに説明をしていくというようなことを試行されていくのが一番生産的なのではないかと。行政

の事務事業評価シートや、事業仕分けのための準備シートのような方向に行っても、恐らく議事機関としての活動にはちょっとミスマッチの部分がむしろふえてしまうのではないだろうか、という印象をもっています。

西久保委員

お話があったように、論議した中身というか生の話を、形式的な文章でなくてもよいですから、皆さんの気持ちが市民に伝わるような表現に改めていくというほうが、身近な問題として議員がそばにいるような気がします。ですから、結果こうだったというよりもその経過を含めて、市民が見る目線で評価を捉えていくと、より身近なものになってくるかと思えます。今あったように、事務事業評価も含めて参考になさったと思いますが、もう少し市民の目線でどう捉えているか、議員サイドの評価ですからより市民の目に沿った形で評価をしていったほうがより良いものになるのかと感じます。

会長

直接的に議会の運営に関わる議員の皆さんが、実際にこれをつくってみて、ここはやりづらかったとか、自らつくられた方のお声を伺いたいと思いますがいかがでしょうか。

石本 議会運営

副委員長

6年前に広聴広報委員長としてこの事務事業評価表をつくる側で、所沢市議会では議会の開催前にポスターをつくり、ポスターをつくって各議員に3枚ずつぐらい配付しますが、実際に張っている方がすごく少なかったということもあり、最初の文書では議員の中ではごみになっている部分もあり、と書いてしまったこともありました。そのものの存在自体を根本から考え直す時期にきている、と書いたんですけども、結局廃止にな

った場合にはその部分の予算を執行部がよろこんで切るわけですが、その代替になるものの予算がつくのか、という話もあり、最終的に表に出た文書はかなり柔らかくしたという経緯はあります。確かにその部分は難しいかなと思います。

もともと様式第1号は、議会基本条例ができたあと、議会運営委員会のある委員から議会費の事務事業評価はどうなっているんだ、という発言があり、我々は執行部に対してP D C Aがどうなっているのかとか偉そうに言うのだから、議会に関する項目については自ら評価していかないとまずいだろう、という背景があります。そういうことも含め、実際につくってみて、継続か改善かしかつかないというお話がありましたが、廃止をつけようとしたら、かなりいろいろなところからご意見が出たということがあります。

会長

達成したかどうかを、どこをどういうふうに書いて読んでもらうかということですね。趣旨は非常に明快でよいですが、具体的なところ、ある一部はフォーマットを整理することでも対応できそうなところもあるのではないかと思います。先生方のご意見を伺って的確な答申ができればよいかなと思います。

青木 議会運営
委員長

昨年に引き続き、同じ内容の諮問です。去年は参考資料が少なく評価できない、という答申をいただきました。今回それを踏まえて、議会の活動がわかるような資料をかなりふやしました。また、今まで内部で評価していたものについて、内部だけで本当に評価できるのかということがあり、

ぜひ外部から評価していただきたいということがあります。それから、様式をどのように改めたら外部の方から見てわかりやすいか、評価していただけるか、ということも含めて諮問させていただきました。だめなものはだめだとかご答申いただきたいと思います。そうしないと、変えるに変わっていきませんので、ぜひよろしくお願いします。

廣瀬委員

評価対象事業というのは、どこでどういう手続きでお決めになるのですか。

青木 議会運営

議会運営委員長が今まで判断してきたものです。委員長も大体は1年で交代しますが、同じような内容になっています。

委員長

廣瀬委員

例えば、政策研究審議会というものを立ち上げて、それについてどうなのかということについては、きちんと検証しなければいけない、ということとで、昨年度の諮問と答申も入っていますし、あるいは、政策研究審議会の諮問事項に係る市民提案を募集しそれを審査する広聴広報委員会、今日は議運の事項だけつけていただいています。そういうような中で、外部評価しやすいものと、例えば視察の受け入れとなってくると外部評価してくれと言われても正直困るもの、というふうにも思います。また、視察に来られた議会の視察報告書を取り寄せて、それをとおして評価をするというようなことはあるかもしれませんが、こちら側の責任のものとかこちら側の責任のものがありますから、どんなによい視察対応をしたとしても、先方の問題意識があまり、ぼんやりしたまま所沢の名前を聞くから行ってみよう、と適当に聞かれたものの報告書はよくないかもしれず、なか

なか外部評価しようとしても難しいものもあると思います。他方で、議会広報で作成されたポスターを配付してあとは任せきり、という対応で有効な広報が打っているのか、という検証など、そういったことになると一定程度有効な改善に向けて役に立つような評価もできるような気がします。評価対象の選定のところが割合と重要なポイントかもしれません。

会長

評価報告の選定ですが、実際に数的なものは何件くらいあるのでしょうか。

青木議会運営

4件から5件です。

委員長

廣瀬委員

例えば今年のもので言うと、「平成29年第1回定例会における取り組み」という評価シートがありますが、日程を組み替えたり、質問のルールであるとか、きわめて議会運営事項のコアの部分について、審議の質の向上についてこういうふうに組み替えたほうがよいのではないか、ということも議会の中で検討して、試行してみて、それはどうだったかというようなことを、きちんと明文化して議会自らが公表し、それを今後どのようにやっていくんだ、という方向を示すというのは、それ自体画期的なことだと思います。なかなか他ではできていないことだと思います。それについて、このシート自体を見てもらうと同時に、これの裏付けをどんなところで判断してもらうか、それを本来であれば第1回定例会の会議録を全部見てくださいということで、最終的な透明性の確保はそこでできてはいるんだけれども、では去年とどう違ったか、平成28年第1回定例会の会議録

を全部読んでここが違う、ということをも市民の皆さんに自分でやってもらうのかというと、やってくれる人はいないですね。そうすると、ここはこういう点で変わったんです、というのはもう少し具体的に例示的に根拠を示しながら伝えていただくと非常によいものになるのではないかと思います。

会長

確かに、改善点が**差分**として明らかになっていると、評価しやすくなっていくのかと思います。

それでは、全体に関することについて質疑はありますか。

全体を拝見して一つ問題点として、高齢化、あるいは都市構造をどうしていくかとともに、教育委員会のさまざまなトラブルを発端としてどうしていこうか、という問題、これはある意味、市政が劣化しているような印象を受ける人がいる。所沢市はなんとなく事件が多いよねとか、住みにくい、という印象を与えてしまっているところがある。それを具体的な切り口で、まず問題が多そうな教育委員会なのか、あるいは我々が住む環境に何か問題があるのか、それを積極的具体的に解決していこうという方向だと思っております。そこで我々が議会に期待することは、一つは監督していただく。議会は司法ではないけれども、立案してそれを行政に付託し、実行していただく。立案だけではなくて、市民の代表として監視、方向性が正しいかどうかという機能を、だから今回、最初の2つの問題、3つ目の評価というのも、どんな仕事をしているのかということをも市民の皆さんに知っていただくということだと思っております。実際の印象は、確かに日本全

国で起こっていて国のシステムとして問題なのか、それとも他のところではうまくやっているけれども、うちだけは問題があるのか、感覚で結構です。お聞かせいただくと、答申を考えるに当たっても立ち位置が全然違っていると無意味なことになりかねないし、といて、沿った形ででき合いのお答えをするというもおかしなことだと思います。できれば率直に、ここをよくしたい、ここは問題だ、という御感想御意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

島田市民文教
常任委員長

所沢市教育委員会がというわけではなく、一般論として申し上げますが、よく教育委員会で持たれる印象は、隠ぺい体質があるのではないかと、この間までは、責任の所在が教育長なのか教育委員長なのかかわからないとか、そういうものがあって国でも法改正が行われ、責任の所在の明確化が打ち出されたと思っています。そうしたときに、所沢でも3件の大きな事件がありました。今回は第三者委員会の設置を求める動きは起きていませんが、もしかするとこの先に出てくる可能性もあります。そのときに、第三者委員会をつくらなくても現状の教育委員会のシステムで対応できます、というようなことで済むのか、それともやはり、教育委員会は隠ぺい体質があるのではないかと考えている方が第三者委員会の設置を求めてきたときに、きちんとそれを受けて迅速に対応できるのか、つまり内部統制という意味において、こういう案件が起きたら速やかに責任の所在を明確にし、第三者委員会も含め、市民の皆さんや議会に対して提示して、というようなことが改善点としてあるのではないかと、というところです。

会長

個人的にはおっしゃるとおりだと思います。監視するとかそういうことではなくて、まず問題点は明らかにされているんでしょうが、それが伝わってこない、情報共有はできる限りさせていただきたいと思っております。内部統制に関して、廣瀬委員いかがでしょうか。

廣瀬委員

内部で教育的に解決できるのが一番理想的な姿だ、という方向にバイアスが組織的にかかりやすい現場だと思います。つまり、よかれと思ってやったことが、客観的にみると行き過ぎであったり、いろいろな問題のむしろ原因になっていたりすることを、どうやってチェックし、できるだけ早い段階で改善や不幸な展開になることを防止できるか、その体制をどうとれるかということが究極的には目標なんだけれども、そのためには、危機管理的に問題が発生した時にどう迅速に対処できるかというシステムを整えることで、結果的にはそういうことに至らず、危機管理が必要でない、あるいは危機管理が必要な場面をできるだけ少なくできるようにするためには、危機管理の体制をしっかりと強化することだと思います。そのところが学校現場というのは構造的に弱くなりやすい、それをどう補うか。他の自治体の例などをみても、誰が内部統制責任者であるか、とかそういう肩書だけでは解決するものではなくて、小さな事件・事故への危機管理のきっちりとした対応を組織の中に内在化していくことをどう促していくか。小さいことに目くじらを立てるようだけれども、小さいことをきっちり処理できることが、いざ大きいリスクが起きたときに一番効くのだ、ということで、議会からもそういうところを審議等を通してチェック

西久保委員

していられるというのが、結果的には有効な手段ではないかと思えます。

過去の経験から申しますと、かつて清掃部に異動したとき、半年後にダイオキシンという大きな事件が起きて、市民の信頼を失ったり、職員間の気持ちが一つになれなかった時代がありました。廣瀬委員がおっしゃったような、危機管理に対する小さなことから一つずつお互いが確認しあい、問題点の解決に当たったステップを踏んでいかないと、なかなか組織がうまくいかないし、情報も出てこない。ですから、職員のコミュニケーション、当時は、現場は現場、管理は管理、と分かれており、お互いの仕事の見える化ができていなかったし、協力し合わなければならないものでありながら現場に任せきりになってしまった結果が、あのような結果になった。組織の中で小さなことも含めてお互いに共有できるような環境を管理者も含めて常々醸成していく、そういう心構えが必要だということで、そういう立場に立ったときに、現場の職員も含めて意見を聴取し、信頼を取り戻すように努力してきたということがありました。

もう一つは、当時、議会の特別委員会が週に1回ぐらいずっと開かれており、毎日その対応に追われていました。市民の方々が委員会室に入りきれないぐらい傍聴に来られていて、全員協議会室でやろうか、という話も出ていました。その場も、清掃行政の市民に対する我々の気持ちも含め、今思えば、議会が仲介をしてくれたのかな、という気持ちもあります。いろいろな問題を提起したことに対して、行政側として率直に答えていく、情報を公開していく、そのことがある面では市民からの信頼を少しでも回

復する役に立っていたのか、と思います。当時は大変厳しかったですが、今振り返ってみると、市民に対する行政側の気持ちが伝わったと。逆に言えば、議会も監視するとか指摘するということがあります。そういう問題に対する取り組みを、委員会を開きながら市民に知らせたり、行政側が考えを話す機会として捉え、お互いが切磋琢磨する委員会になれば。委員会のたびに膨大な資料をつくらなければなりませんでしたが、それに対してもある面ではありがたい。お互いに情報を共有する機会がなかったので、組織の中で資料をつくることによってさまざまな部署が情報を、全ての人たちがお互いに共有できる。見える化をして、事件の解決に当たりました。当時は、ダイオキシン事件があったり、西部清掃事業所が1年もたたないうちに爆発したり、東部クリーンセンターをつくったり、5年間の間にさまざまなことが重なりました。ですから職員も大変でしたが、今思えば、議会側もある面では事件に対して積極的に取り組んだ、市民に対する責任、議会の立場を守ったのかと思います。ある面では議会もそういう役をこれからも果たしていく必要があるのかなと。内部統制についても、委員会で、ある面ではそういう場を通じて、市民の方に議会側の意義、教育委員会側の取組みも含めて、市民に情報を提供していく、論議していく役割を担っていただければありがたい、そういう感想です。

会長

入沢委員長から何か補足はありますか。

入沢建設環境

こちらが街づくり基本方針という都市マスタープランの現物です。つく

常任委員長

られたのが平成10年、平成26年に改定されたわけですが、非常にきれ

いな冊子で、見映えはものすごくいいわけです。ですが、実際にこれに基づいて街づくりができるのかというと、どうしても平成10年のものが基本になっていますから、その後、東所沢のサクラタウン、所沢駅西口の開発、暫定逆線引きもあり、時間もたってさま変わりしています。せっかくこれを策定すると同時に、立地適正化計画というのは都市マスタープランの高度化版ですから、そこにももっと踏み込んで、具体的に市街化区域と調整区域をきちんと分けていく、政策に反映していく、そのようにすべきではないのかと思います。

会長

調整区域、その辺の資料はいただけるのでしょうか。

事務局

都市計画図、所沢市の都市計画に関する資料等、ご指示いただければ御用意させていただきます。

会長

経緯を遡って知らないと、また、現状と予測のデータもあつた上で議論をさせていただければと思います。

続いて、青木議会運営委員長から補足はありますか。

青木議会運営

委員長

今回、去年の反省を踏まえ、どういった資料をつければ分かりやすくなるかということを検討いたしまして、多くの資料を添付させていただきました。これでも、委員の皆さまがご理解できる範囲内で、とにかく資料の中で評価をいただければありがたいと思います。よろしくお願ひいたします。

会長

委員から全体について何かありますか。

廣瀬委員

立地適正化計画に戻りますが、平成10年の段階というのは、恐らくま

だ市内全域に基本的には開発方向への圧力が存在しているという前提で、その中で抑制するところはここまでで止める、公共的意義のあるもの以外は基本的に開発できない、という抑制をかける。市街化区域の中については、用途地域でどこまで開発できるかというのを段階づけると、プレッシャーがかかっているの、結局そのところまでいずれ開発が進むという前提で絵を描いています。恐らく駅に近いところとか、開発圧力が今も継続している部分もあるけれども、全く圧力がなくなった、むしろ空気が抜けていくような方向に減圧されているところもある。それがまだらになってきたところに、どういう手法でもって、均衡あるという言葉は今の時代に合わないかもしれませんが、めり張りのついたかもしれないけれども、単にめり張りということだけで言うと、市場先行型で動いていますから駅に近いところは所沢市内でもマンションが建っています。ところが郊外の住宅地になると、歯が抜けるような状況になってきていて、その転売についても簡単には売り先が見つからないという現状もあるし、所沢よりもう少し遠いところになると、駅から遠い団地の資産価値がどうなっているかというのは先ほど御紹介したとおりです。そういう中でのマスタープランづくりがどうあるべきかというのは、行政が検討を始められる来年度に向けて、むしろ議会から、こういう論点をきちんとこなししていくべきだ、というお題を出されるような形での委員会としての取組みをされるということが第一段階としては有効なのかと感ずるところです。それを、どんな将来像を描いていくかによって、立地適正化計画が効果的であると思え

ばぜひそれを導入すべきだという方向へ動かればよいし、まだそちらに舵を切る前に郊外住宅地の空き家対策であるとか、そこに人口をうまく新陳代謝させることの促進だとか、別のテーマが喫緊の課題だということであれば、そちら優先されて議論を展開させて、都市マスタープランの中にそういう要素をどのように組み込んでいくか、それと連動して総合計画の中にそれを落とし込んでいくかというようなことが有効なのではないかと思います。

会長

短い時間でしたが非常に活発な意見交換ができ、いただいた諮問に対して私自身は方向性が固まったような気がします。

(2) 議員との意見交換

会長

諮問のほか、その他今後こういうことはどうかとか、こんな方向性を考えているとか、個人的な御意見でも結構ですので伺えればと思いますが、いかがでしょうか。

谷口建設環境

副委員長

世の中的には人口が減少し、これから行政サービスの維持、予算的にもいろいろ厳しくなる。我々の生活の持続可能性はどうしていけばよいのかと、以前よりも問われるという中で、コンパクトシティというのは数年前から出てきていますが、所沢の中においてコンパクトシティという概念ではなかなか議論がされていないという部分、今、所沢の街づくりといえ、産業政策としては、所沢インターチェンジ周辺の土地利用転換、松郷工業団地周辺、三ヶ島工業団地、このあたりをどう進めていくかということ、所沢駅西口の車輛工場跡地をどうするか、最近出てきたのが旧暫定逆線引

きのところを今後どうするか、というところがありますが、大まかなコンパクトシティという概念が出ている中で、市としての方向性がしっかり定まっていない部分があって、このあたりについては委員会としてどういうふうな政策提言ができるだろうか、ということで今年度の委員会で議論し始めたというところなので、そういった観点からいろいろ課題をご答申いただければと思っています。

(3) その他

会長 事務局から連絡事項はありますか。

事務局 次回の審議会の日程につきましてご協議をお願いします。

(1 月半ば以降、 2 月までの間で調整することです承。)

会長 それでは、時間が早いですが、お返しします。

松本副議長 会長、委員の皆さん、ありがとうございました。

5 閉会

松本副議長 それでは、これをもちまして本日の審議会を閉会いたします。

皆様におかれましては、長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。

閉 会 午前 11 時 16 分